

# Q&A 国民年金

## 窓口受付事務が変わりました

4月から国民年金窓口の受付事務が変わりました。届出などの内容によっては、直接、社会保険事務所(局)に届出・申請するものがあります。詳しくは、社会保険事務所(局)または市民生活課国民年金担当に確認してください。

※市民生活課に受付する主な届出・申請などについては、次のとおりです。

※左記以外の届出などの受付事務もありますので、下記事務所までお問い合わせください。

なお、届出・申請及び請求書の用紙については、国民年金担当に備え付けてあります。

社会保険事務所が行う事務として、保険料の収納、第3号被保険者の届出などがあり、平成14年度の保険料納付書が国から直接郵送されます。

### 問合せ先

大月社会保険事務所 ☎(22)3811  
大月市大月町花咲1602-1  
市民生活課国民年金担当

届出名	届出理由	提出期限
資格取得届 資格喪失届 氏名変更届 住所変更届	第1号被保険者資格取得・種別変更 60歳到達以外の理由で1号・3号喪失 氏名を変えたとき 住所を変えたとき	14日以内
免除申請書	経済的に納付が困難なときなど	随時
学生納付特例申請書	在学期間中の保険料後払い制度	承認要件有
老齢・障害・遺族・寡婦 老齢福祉の裁定請求	年金受給権を満たした人は、その確認を受けるため裁定の請求をする	随時
死亡一時金請求書 未支給年金(障害)	納付済期間3年以上の者が死亡した場合 受給権者死亡による未支給の一時金請求	受給要件有

## 老人保健からのお知らせ

# 平成14年4月1日から 高齢者の医療費の自己負担額が改定されます！

### ●外来の場合

医療機関		3月31日まで	4月1日以降
定額制の診療所		1日 800円 <月4回3,200円まで>	1日 850円 <月4回3,400円まで>
病院 及び 定の 率診 制療 所	院外処方せんを交付されなかった方	定率1割負担 月額上限3,000円 (ベッド数200床以上) 月額上限5,000円	定率1割負担 月額上限3,200円 (ベッド数200床以上) 月額上限5,300円
	院外処方せんを交付された方	定率1割負担 月額上限医療機関1,500円 薬局1,500円 (ベッド数200床以上) それぞれ2,500円	定率1割負担 月額上限医療機関1,600円 薬局1,600円 (ベッド数200床以上) それぞれ2,650円

### ●老人保健で訪問看護を受けた場合

医療機関	3月31日まで	4月1日以降
定額制の場合	1日 600円 <月5回3,000円まで>	1日 640円 <月5回3,200円まで>
定率制の場合	定率1割負担 月額上限3,000円	定率1割負担 月額上限3,200円